

「ワンヘルスの推進」に関する決議

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、新たな変異も加わり、市民生活や経済活動に深刻な影響を与えている。

新型コロナウイルス感染症は、人獣共通感染症の一つで、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因となって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接してきたことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人間に伝播するようになったものとされている。

このことから、「人と動物の健康及び環境の健全性」は、密接に関連し合う一体のものとし、「健康はひとつ」として守り、継承していく「ワンヘルス」の理念が世界中で広がりを見せている。

特に、本県では、平成28年に北九州市で開催された「世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議」において、ワンヘルスの理念を実践するための礎となる「福岡宣言」が採択された。

さらに、令和2年6月の県議会定例会で、人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議が議決され、同年12月定例会で「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が議員提案により全会一致で可決成立し、本年1月5日に公布、施行された。

この条例では、「人獣共通感染症対策」、「人と動物の共生社会づくり」など、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題について、取り組みの基本方針及びこれを具体化するための行動計画を定めること、県にワンヘルスセンターを設置し、関係する部局と出先機関が横断的に連携する体制を整備すること、国、県及び民間の防疫や研究機能と人材育成機能等を集積させて、人獣共通感染症対策の拠点をつくることなどが明記されている。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中、ワンヘルスの実践は喫緊の課題である。

本市は、ゼロカーボンシティとして資源循環型のまちづくりを目指していることから、県のワンヘルスの取り組みに連携協力していかねばならない。

そこで、本市議会は、本県で制定された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の具現化を図るために、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

1. ワンヘルス実践（人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取り組み）の基本方針を具体化する県行動計画に連携協力すること。
2. 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。

以上のとおり、決議する。

令和3年9月7日
みやま市議会